

学校法人同朋学園同朋大学と社会福祉法人貴和会との包括連携協力に関する協定書

学校法人同朋学園同朋大学（以下「同朋大学」）と社会福祉法人貴和会（以下「貴和会」）は、同朋大学が持続可能な大学であり続けることを願い、貴和会との相互の協力の下、両者及び地域社会の発展に寄与するため、相互が連携することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、同朋大学と貴和会の双方が所有する人的・物的資源を活用し、社会福祉分野のみならず全学の学生の教育全体の向上に資することを目的とする。特に大学は、貴和会を実践教育の場として位置づけ、大学を挙げて協力関係を構築し、貴和会は大学の期待に応えるため、各種事業を大学に提供する。また両者は、地域社会福祉の推進などの諸分野において包括的に連携・協力することで、安全・安心な暮らしができる地域社会の形成に貢献することを目的とする。

（協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、同朋大学と貴和会は次の各号に定める事項について、互いに連携・協力する。

- (1) 各種教育課程におけるインターンシップ等（各種資格取得に関わる実習を含む）の修学事業を実践し、社会に貢献できる人間の育成に関する事項
- (2) 地域貢献活動・ボランティア活動に関し同朋大学と貴和会が協力できる事項
- (3) 両者が連携して、それぞれの特徴を活かし、同朋大学は社会福祉の専門的学術の見地から、貴和会は社会福祉の実践的プロフェッショナルとしての立場から、未来につながる社会福祉の在り方を提案していくための共同実践・研究事項
- (4) 双方にとてメリットとなる広報及び情報提供に関する事項
- (5) その他両者が協議して必要と認める事項

（協議）

第3条 この協定書の実施に関し、連携協力の細目等の具体的な事項については、両者が定期的に協議して定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2030年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、両者いずれからも改廃の申し入れがないときには、更に10年間更新するものとし、その後も同様とする。

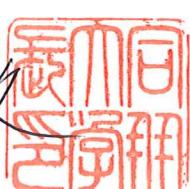
この協定の締結を証するため本書2通を作成し、各自その1通を保有する。

2019年6月27日

学校法人同朋学園同朋大学

学長

松田正人



社会福祉法人貴和会

理事長

中鳥暉夫

